

札幌市社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例

札幌市社会福祉総合センター条例（平成元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

種別	使用時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大研修室		13,900円	16,000円	18,500円	38,900円
第1会議室		1,300円	1,500円	1,700円	3,600円
第2会議室		2,200円	2,500円	2,900円	6,100円
第3会議室		2,300円	2,700円	3,100円	6,500円
特別会議室		1,200円	1,400円	1,600円	3,400円
視聴覚兼会議室		3,500円	4,000円	4,600円	9,700円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 改正後の別表に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

社会福祉総合センターの会議室及び大研修室の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。